

に関するパブリックコメント募集について

従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかしながら、近年の少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域の課題も複雑・多様化し、行政が単独で解決することが困難となってきました。

一方、従来から各学区での地域活動やNPO・ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われており、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなっています。

本市では、こうした状況をふまえ、様々な地域づくり、市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力してまちづくりを進める協働型社会を目指してきました。

本計画は、こうした協働のまちづくりをさらに推進するため、平成26年7月に施行した「草津市協働のまちづくり条例」を具現化し、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画として原案をまとめましたので、市民の皆様の意見をお聞きし、原案への反映や考え方をお示ししたく、パブリックコメントを募集します。

1. 意見募集内容について

(1) 草津市協働のまちづくり推進計画（案）の概要

草津市協働のまちづくり条例の理念を具現化し、条例の実効性を担保するために、まちづくりにおける7つの主体（市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織、市）の取組内容を具体的に示し、互いに力を合わせ、協働によるまちづくりの推進を目指します。

(2) 全体構成

- ①計画の概要 ②協働のまちづくりの現状と課題 ③協働推進のための施策展開
- ④計画の推進にあたって ⑤資料編

2. 意見募集期間

平成27年1月15日（木）から平成27年2月16日（月）まで【当日消印有効】

3. 意見の提出方法について

ご意見については下記により提出してください。提出にあたっては、住所、氏名（団体・企業の場合は、団体・企業名）、連絡先をご記入ください。

(1) 提出方法

- ①まちづくり協働課窓口まで直接提出 ②郵送 ③ファックス ④Eメール
- ※電話による意見の受付は対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出先

- ①窓 □：草津市役所2階 まちづくり協働課

- ②郵 送：〒525-8588〔所在地記載不要〕まちづくり協働課あて
- ③ファックス：077-561-2482
- ④Eメール：machi@city.kusatsu.lg.jp

(3) 計画（案）の閲覧について

①市ホームページ <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

②閲覧場所

各市民センター、人権センター、新田会館、西一会館、橋岡会館、常盤東総合センター、まちづくりセンター、社会福祉協議会、図書館（本館）、南草津図書館、草津市役所〔まちづくり協働課、情報公開室〕

※各施設の閉館日におきましては閲覧ができませんので、開館日については、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

※まちづくり協働課、情報公開室につきましては、土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の閲覧ができません。

4. パブリックコメントへの回答について

提出いただいた意見等の概要とそれに対する市の考え方については、市のホームページにより公表いたします。

皆さんからお寄せいただいた意見は、検討の後に意見の概要とこれに対する回答を公表しますが、個々の意見に直接は回答しませんので、ご了承をお願いします。

なお、提出いただいた意見の原稿等は返却いたしませんので併せてご了承をお願いいたします。

5. 個人情報について

ご意見の提出時にいただきました氏名、住所等の個人情報につきましては、適切に管理させていただきます他、他の目的に利用したり、他への提供はいたしません。

6. 問い合わせ先

この件に関する問い合わせは、下記までお願いします。

草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

電話：(077) 561-2337 / ファックス：(077) 561-2482

Eメール：machi@city.kusatsu.lg.jp

みんなでつくる 協働のまち草津

～多様な主体が草津の力に～

平成27年度～平成31年度



多様な主体が「協働」でまちづくりを進めていけるよう、市では、各主体の役割を明確にし、それぞれに期待する取組や市が実践することを計画書としてまとめました。

1 計画を作った理由

生活スタイルや価値観の多様化、少子高齢化等の社会課題等を背景に、地域の問題が増えてきています。こうした中で、市民と市民または市民と市が責任と役割を分担し、互いに、連携・協力してまちづくりを行う「協働のまちづくり」が求められるようになってきました。

市では、「草津市協働のまちづくり条例」を平成26年7月に施行し、協働の考え方やルールなどを決めました。今回作成した計画は、この条例に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間の市民の皆さんや市の役割、また具体的な取組内容を示し、協働という手段がまちづくりに有効に生かされるように、まとめたものです。



※協働とは、共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいいます。

2 多様な主体

多様な主体とは、次の7つの主体のことをいいます。

① 市民

市内に居住、通勤、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者

② まちづくり協議会

概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、草津市協働のまちづくり条例で認定されたもの（各学区のまちづくり協議会）

③ 基礎的コミュニティ

町内会、自治会その他の地縁に基づく各種団体（子ども会、老人クラブなど）

④ 市民公益活動団体

特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に公益的な活動を行う非営利団体（NPO法人、ボランティアグループなど）

⑤ 教育機関

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学などの学校

⑥ 中間支援組織

まちづくりを活性化させるために自らが持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援する組織
（（公財）草津市コミュニティ事業団、（社福）草津市社会福祉協議会）

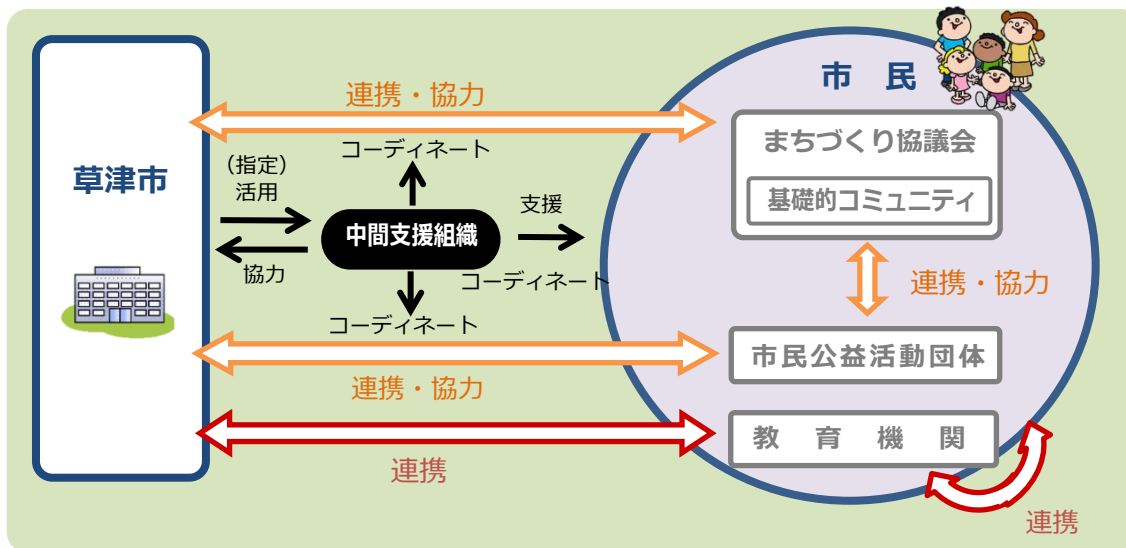
⑦ 市

議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市



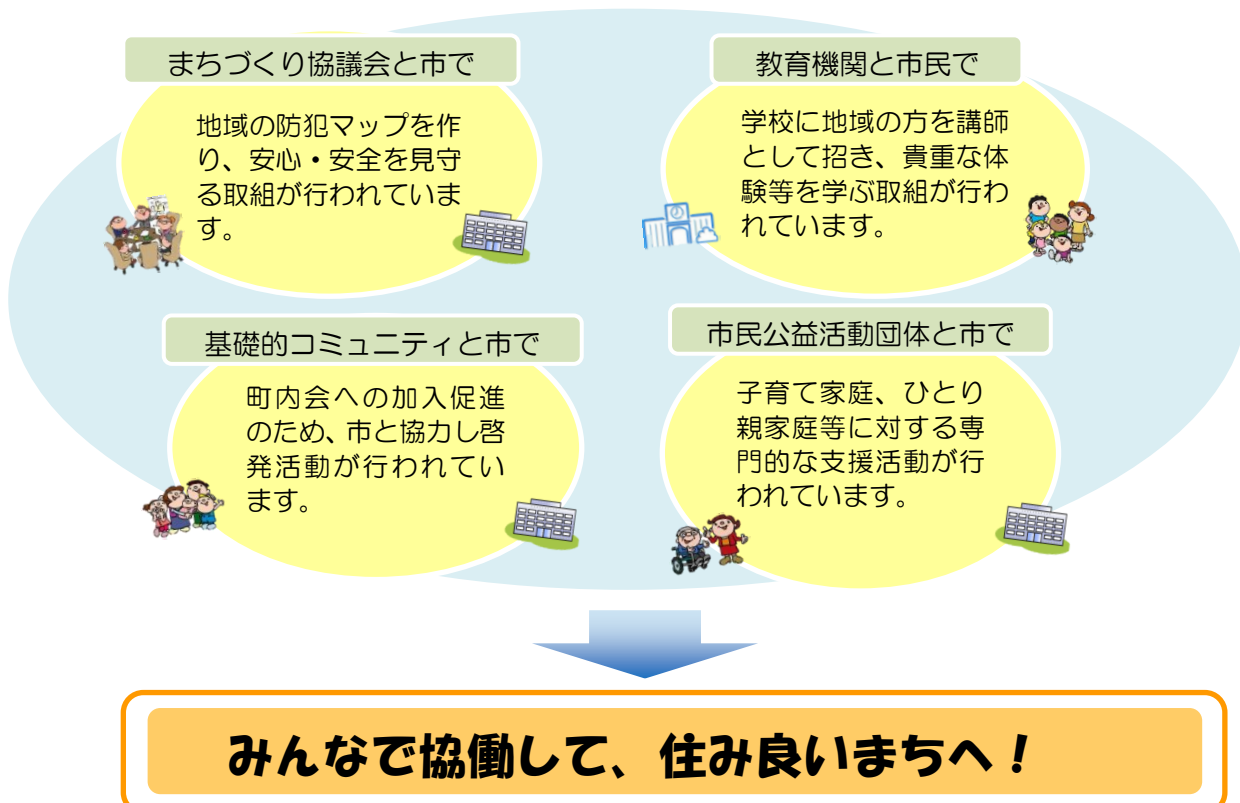
3 各主体の関係イメージ

協働によるまちづくりの取組イメージ図は下記のとおりです。



4 協働による取組

既に地域では、こんな協働事業が進んでおります。皆さんのまちは、協働によるまちづくりで、これから住み良いまちへと変化していきます。



5 各主体の役割と取組

草津市協働のまちづくり条例に基づき、「市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織」については期待される取組、「市」については具体的な施策を示し、互いに力を合わせて協働によるまちづくりを推進します。「なんとかして欲しい」を「なんとかしなくては」に変えることで、必ずまちはよくなります。まずは、できることから始めましょう。

役割

市民

自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに、協働によるまちづくりを推進するよう努めましょう。



まちづくり協議会

地域住民の意見や要望を把握し、課題の解決に向けて計画的にまちづくりに取り組みましょう。市、市民公益活動団体等と連携、協力するよう努めましょう。



基礎的コミュニティ

地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めましょう。自らが行う活動に関し、地域住民の理解が得られるよう努め、参加の機会を確保しましょう。



基本方針・推進項目

1. 自主的なまちづくりの推進

- (1) 地域活動への参加
 - ① 基礎的コミュニティへの参加

- (2) 市民公益活動の推進
 - ① 市民公益活動への理解

1. 地域主体のまちづくりの推進

- (1) 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開
 - ① 地域まちづくり計画の策定・実行

- (2) 市のパートナーとしての協働のまちづくりの展開
 - ① 地域における公共施設の指定管理
 - ② 協働事業の展開
 - ③ 行政との意見交換

1. 絆を深めるまちづくりの推進

- (1) 町内会活動などの活性化
 - ① 絆を深める事業の展開

- (2) 町内会活動などの意義啓発
 - ① 広報活動や交流事業の開催

役割

市民公益活動団体

活動の社会的意義を自覚し、専門性や柔軟性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。情報を発信し、活動の理解や参加が得られるよう努めましょう。市、まちづくり協議会等と連携、協力するよう努めましょう。



教育機関

地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組みましょう。



中間支援組織

自主的なまちづくりに関する支援や、各主体間における調整を行うよう努めましょう。自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、連携、協力するよう努めましょう。



基本方針・推進項目

1. 特性を生かしたまちづくりの推進

(1) 市民公益活動の展開

- ① 自主事業や協働事業の実施
- ② 団体間同士の連携

(2) 団体活動情報の発信

- ① インターネットや広報誌などを活用した広報展開

1. 教育・研究を生かしたまちづくりへの貢献

(1) 学校資源の提供

- ① 地域活動への参加促進
- ② 学校スペースや備品の提供

(2) 教育・研究を生かした連携

- ① 地域課題の共同研究
- ② 学習社会の醸成

1. 各主体への支援

(1) 市民公益活動団体等の交流促進

- ① 団体間の交流促進事業の展開

(2) まちづくり情報の収集・発信

- ① 情報サイトの充実
- ② 情報誌の充実

(3) 相談・コンサルティングの実施

- ① 技術的援助の充実

(4) 人材育成事業の展開

- ① 人材育成講座の実施
- ② 組織マネジメント講座の実施

(5) まちづくり活動支援・資金助成

- ① 備品貸与や活動機会の提供
- ② 助成金制度や活動支援情報の充実

2. 組織強化

(1) 中間支援組織同士の連携・協力

- ① 事業連携の実施

役割

市

市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重します。協働のまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携、協力するよう努めます。市民が市の事業へ参加する機会を提供し、積極的に情報提供を行います。



基本方針・推進項目

1. 各主体への支援

(1) 市民が活動しやすい環境整備

- ① 市民活動拠点の充実
- ② 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換

(2) まちづくり情報の提供

- ① 情報サイトの充実
- ② 情報誌の充実

(3) まちづくり活動支援・資金助成

- ① 財政的援助
- ② 技術的援助

2. 協働推進体制の強化

(1) 協働事業の推進

- ① 協働事業の実施

(2) 中間支援組織の活用

- ① 市民公益活動・地域活動の推進

(3) 人材育成事業の展開

- ① 職員研修の実施

6 計画の推進と進捗管理

本計画の推進と進捗管理は、市長を本部長とし、各部署の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」と第三者機関である「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」により行います。

